

## 平成27年涌谷町議会定例会11月会議（第1日）

平成27年11月4日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議案第76号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例

1. 議案第77号 財産の取得について

1. 議案第78号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

1. 議案第79号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）

1. 休 会

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
14番	大泉治君	15番	遠藤積雄君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	副町長	佐々木忠弘君
総務課 総務行革班長	紺野哲君	企画財政課 参事兼課長兼 財政班長事務取扱	今野博行君
まちづくり推進課長	小野伸二君	上下水道課長	平茂和君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課 参事兼課長兼 給食センター所長	城口貴志生君
代表監査委員	遠藤要之助君		

---

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

何かとお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

定例会11月会議、これより開催いたしますので、いつもと変わらないご協力のほどお願い申し上げます。

本日11月4日は休会の日でございますが、議事の都合により平成27年涌谷町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。



◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により議長において、1番大友啓一君、2番只野 順君を指名いたします。



◎会議日程の決定

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。11月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、11月会議の日程は、本日1日と決しました。

◇

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議案第76号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、心の休まる時期のないこの時期に皆さん方にご案内申し上げましたところ出席いただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、議案第76号の提案の理由を申し上げます。

本案は、当町の企業誘致施策をさらに推進するため、奨励措置の充実を図るなどの条例改正をいたそうとするものでございます。主な内容といたしましては、当町が重点的に誘致しようとする製造業、情報通信業、運輸業及びコールセンター業について、固定資産税相当額奨励金を2分の1補助から全額補助に改正し、また、雇用奨励金については、町内在住者の場合1人につき2万円を3年間交付していたものを30万円を単年で交付することの改正を行うものでございます。今回の改正により、企業への奨励措置が充実し、誘致施策の推進が図られるものと考えております。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） それでは、議案書1ページをお開き願います。

議案第76号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたように、企業誘致施策を推進するため、当町が重点的に誘致しようとする製造業、情報通信業、運輸業及びコールセンター業について、固定資産税相当額奨励金を2分の1補助から全額補助とし、限度額を4,000万円に上げ、交付期間を3年だったものを5年交付に改正するものです。また、新規雇用従業員の奨励金につきましては、これまで町内在住者に1人につき2万円を3年間交付してきたものを、町内在住者には1人につき30万円、町外在住者には1人につき15万円を単年度の1回交付することの改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げますので、1ページをご参照いただきたいと思います。

第2条でございます。定義、第2条第10号、新規雇用従業員について、「町内に1年以上継続して住所を有する」を削除するものです。これは後ほどご説明いたしますが、奨励金の交付額の改正をするための改正となります。

次に、第4条でございます。奨励措置、3号の括弧内の「給水区域内の給水を受ける場合に限る。」を削除し、便宜供与の範囲を広げるものでございます。第4号の括弧内の「産業排水路は除く。」を削除するもので、これは余り使われていない文言を削除するものでございます。

次に、第3項第2号、先ほどの町長の提案理由でもご説明いたしましたが、町長が別に定める業種の指定業者

を製造業、情報通信業、運輸業及びコールセンター業に絞り込み、新規雇用従業員の数に1年につき2万円を乗じた額としていたものを、1人につき町内在住者には30万円、町外在住者には15万円を新規雇用従業員数に乗じた額を奨励金として交付するものでございます。

次に、第4項ですが、先ほどご説明いたしました、固定資産税を賦課された翌年度から3年以内とするところを、重点的に誘致しようとする製造業、情報通信業、運輸業及びコールセンター業については、固定資産税相当額の奨励金を2分の1補助から全額補助の限度額4,000万円の奨励金として、また、その期間を5年に延ばし、奨励措置の充実を図るものでございます。また、前項新規雇用従業員に対する奨励金を、翌年度から3年以内としていたものを翌年度一度限りの交付に改正するものでございます。

今回の改正により、他の自治体と同程度の奨励措置となります。今後予定しております企業誘致活動に生かしてまいりたいと考えております。

では、議案書1ページにお戻り願います。

1ページ、附則でございます。この条例は、公布の日から施行をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 涌谷町企業立地促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第4、議案第77号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第77号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成28年度から涌谷中学校のスクールバス運行業務に使用するスクールバス5台を購入するものでございます。購入につきましては、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう古川支店から3,878万5,450円で物品購入をしたいので、その議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議お願いいたします。ありがとうございます。

います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） それでは、議案書の2ページをお開きください。

議案第77号 財産の取得でございますが、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、財産の名称、種類、数量につきましては、マイクロバス、三菱ローザ5台。型式、TPG-BE640GSA。

2、買収の目的、スクールバスの利用に資するため。

3、買収の方法、指名競争入札。

4、買収予定価格、3,878万5,450円。

5、買収の相手先、大崎市古川沢田字立海道68番地、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう古川支店支店長峯浦映也でございます。

それでは、契約の経過についてご説明いたします。

まず、平成27年10月7日、指名委員会にて指名競争入札での執行を決定いただいております。指名業者は3者でございました。三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう古川支店、それから宮城日野自動車株式会社古川営業所、それから宮城トヨタ自動車株式会社古川店の3者でございます。同10月14日に現場説明を行いました。それから、同10月23日に開札をいたしております。応札したのは1者でございます。その結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう古川支店が落札しました。

以上、スクールバスの取得について議決を求めるものでございます。

なお、議決後に契約の予定でございますが、納期につきましては契約日から平成28年3月18日まででございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 前に、たしか去年あたり、1台買っていますよね、役場のほうで。我々よく議会でも使うやつなんですけれども、あの金額が六百何十万円だったような記憶をしております。それで、今回これ5台、3,800万円を5台で割ると775万7,000円という金額です。その辺については、前例に比べて高くなっているのではないかと思います。その辺の経緯はいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 少々お待ちください。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） ただいま議員さんのほうで六百何十万円という話でしたが、私どもが今持っている数字はちょっと違います。全て込みでほぼ同程度の金額になってございます。金額については、去年は775万6,000円ほど、ちょっと端数ありますけれども。今回、諸経費を入れましてこれを割りますと775万7,000円でございますので、ほぼ同程度でございます。（「ランクが上がったわけではない」の声あり）ランクが上がったわけではなくて、仕様が若干、スクールバスでございますので違うというところはございますが、ほぼ同じでございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。7番。

○7番（伊藤雅一君） 前のお話を伺ったときは、車は町で取得すると。それから、運転は委託をするというふうなお話をいただいたんですが、どのような方々に委託をされようとしておるのか、お聞きしたいと思います。

それから、子供を送迎するわけですから、事故、損害が生じた場合の対応もいろいろ考えておく必要があるんだろうと、こういうふうに思います。そういったことはどんなふうにご考えておられるのか、その2点、お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 提案理由で申し上げましたとおり、涌谷中学校のスクールバス運行業務ということで考えてございますが、業務の委託先につきましては、今までスクールバスの委託をしております業者がございまして、そういった業者の方たちの中から選定をさせていただきたいというふうにご考えてございます。

あと、損害賠償につきましては、自賠償もございまして、任意保険もつける予定でございまして、特段スクールバスだから通常のものに加えてということは特に考えておりませんが、標準的なものにつきましては全て網羅していきたいというふうにご考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 業者の方々ということですが、要するに個人でなくて法人を相手に考えておられるということですか。私がこれをお聞きするのは、やはりそれ相当の能力を持っておらないということ、保険の対象、全てなるものと、どうもそうばかりはいかないと、こういうふうな事故の発生も世の中にはあるわけでありまして、なおさら幼い子供を送迎するわけですからそういった考え方も必要かなと思うのでお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育総務課長。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） もちろん大切な子供たちの生命でございますので、そこら辺は、どういった業者の方になるかわかりませんが、その辺は特に運行については十分打ち合わせをして、安全の確保ができるように十分な打ち合わせ等を行っていただきたいというふうにご考えてございます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号 財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 起立全員であります。よって、議案第77号 財産の取得については原案のとおり可決されました。



### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第5、議案第78号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第78号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成20年度涌公下枝第4号渋江地内汚水管渠工事の施工により住宅に影響が出たとの理由で、平成24年12月11日に、工事発注者である当町を相手とし損害賠償請求調停事件として古川簡易裁判所に申し立てされた事件でございます。その後、平成25年1月25日に第1回調停が行われ、平成25年11月27日までの間6回の調停が行われましたが、不成立となり、平成25年12月10日に仙台地方裁判所に損害賠償請求事件として提訴されたものでございます。

平成26年2月3日に行われた第1回口頭弁論から平成27年6月24日まで9回の口頭弁論が行われましたが、平成27年7月8日に開催された人証陳述閉廷後、裁判所から和解勧告があり、当町では和解の受託の可否について検討いたし、平成27年10月26日に開催された和解の席で、裁判所から和解金300万円及び原告は被告に慰謝を求めないことの提示があり、これに対し原告側は受託いたしましたものでございます。当町といたしましては、裁判所からの提示に対して受託する意思をあらわし、和解金支払いについての条件といたしましては、本議案及び補正予算が可決されることといたしましたものでございます。

以上のことから、本損害賠償請求事件について賠償額を定め和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤釈雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） それでは、和解までの経緯をご説明いたします。

ただいま町長の提案理由にありましたとおり、平成20年度の涌公下枝第4号の下水道工事でございます。この工事で町営の八雲住宅西側の地域であります渋江地内の下水道工事を施工いたしました。平成21年1月20日に原告から、下水道工事により家屋に影響が出たとの苦情が寄せられました。被害は、当初、建具にすき間や傾きが出たという内容でございました。下水道工事終了後の平成21年6月には、天井裏の梁、柱にすき間が出た、床下基礎にクラック、ひびが入ったなどという内容でした。なお、建物は昭和54年の5月に建てられておりま



して、経年劣化等も見受けられる状態でございました。

当方では、施工業者、株式会社吉田産業が施工前の調査を行っていましたが、家屋内の詳細調査は行っておりませんでしたので、改めて現地を確認いたしました。原因の特定に至らなかったため、両者協議の上、各種専門家により家屋調査、地質調査、地盤調査等の調査を実施いたしました。周辺の家屋からも影響が出たという証言も得られておらず、調査報告書の結果を総合すると、工事の影響よりは経年変化による影響が大きいという結論でございました。調査報告書をもとに報告書作成者等有識者を交え原告側と話を何度もいたしました。理解してもらえず、もとおりにしてほしいとの主張を繰り返すばかりで一向に進展がございませんでした。

平成24年12月11日に古川簡易裁判所に損害賠償請求調停事件として申し立てられました。調停は6回行われまして、調停員が双方の意見を聞き、現地を確認した上で、最終的に和解金の提示をされましたが、原告側が承諾せず、不成立となりました。

平成25年12月10日に仙台地方裁判所に損害賠償請求事件として提訴されました。第1回目の口頭弁論は平成26年2月3日でございました。その後、8回の口頭弁論と1回の人証陳述が行われ結審いたしました。裁判官から和解の勧告があり、最終的に平成27年10月26日に開催された和解協議の席で裁判所側が提示した和解案は、和解金300万円を支払うというものでございました。

これを原告側が受託したため、当町でも和解の承諾の可否を検討いたしました。これまで7年間にわたって係争を繰り返しており、各種調査による証拠と専門家等の報告書等による裏づけにより、工事による過失はなかったとの立場をもって最終解決まで継続すべきであるという考えはあるものの、いたずらに裁判を長引かせるのは、控訴審、上告審を続行する費用及び人的、物的負担を考え合わせた場合、負担が増大することや、和解金につきましても裁判所からの提示は以前示唆があった額を下回っていることから、和解することが最善であると判断いたしましたものでございます。

議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第78号 損害賠償請求事件の損害賠償を定め和解することについて。

涌谷町と畑山秋勝との間で係争中の平成25年（ワ）第1584号損害賠償請求事件の裁判上の和解を下記のとおり仙台地方裁判所において成立させるため、議会の議決を求める。

内容でございます。

1、相手方。涌谷町字渋江79番地1、畑山秋勝。

2、和解の概要。和解条項といたしまして、（1）被告は、原告に対し、本件和解金として金300万円の支払い義務があることを認める。

（2）被告は、原告に対し、前項の金員を、平成28年1月31日限り、原告指定口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。

（3）原告はその余の請求を放棄する。

（4）原告と被告は、本和解条項のほか、債権債務のないことを相互に確認する。

（5）訴訟費用は各自の負担とする。

以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 前の全協でも説明は受けたわけですが、トータル的にちょっとお聞きしたいんですけども、今の説明を聞くと、調査とかそういった部分があったように思います。その部分でも費用が捻出されたのかなというふうにと思いますが、この裁判によって涌谷町が負担する金額、裁判費用というか弁護士費用は150万円は聞いておりました。あと300万円は和解金、その前に調査とかいろいろあったように今説明を受けました。その辺が幾らかかったのか、ちなみに今後の参考のためにお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） 調査等にかかった費用でございますが、建物調査、土質調査、建物の詳細調査、そして訴訟に対しましての意見書作成等、こちらを含めまして、合計いたしまして約450万円ほどかかっております。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） そうすると、認識として、和解金300万円、弁護士費用150万円、そのほかに450万円ということではよろしいのでしょうか。ということは900万円がいいんですか。確認です。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平 茂和君） そのとおりでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 正直我々としては、恐らく執行者も同じだと思うんですけども、全く余り非がなく、裁判でも争うということになれば、争うという考えは私には非がないんですよということなんです。非があれば、そのとおりですねということで支払いもするわけですけども、ということは、極端に言ったら、言葉は悪いんですが因縁をつけられて涌谷町民の血税を900万円も使ったと。これは大変な、今後もこういったことはあるかと思うんですけども、やっぱりこのことは最後までやってどうなのかなという考えも湧くわけですが、その辺いかがですか、副町長。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 裁判、これまで涌谷町は四、五回戦ってきておりますが、ほとんどが和解の中で決定しております。先ほど非がないということでありましたが、ゼロではないんですね。まず、工事をする前に調査をし、それから工事が始まるということであるはずでございますが、その中で、経年劣化といいますか、その分と、それから工事の影響が若干あるような調査結果といいますか、100対ゼロであれば最後まで戦ってやることも可能ですが、ただ、いたずらに裁判を延ばすと四、五年かかって、その金額が何千万とまたふえるような状況になるということを経験した上では、今回、最初相手の賠償金額が3,500万円という話から始まって、だんだん裁判をするごとに金額が落ちて、最終的には400万円、それから300万円ということなので、町としてはその辺が妥当の和解金だろうということで判断させていただいたところでございます。終わります。（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

待ってください。賛成ですか。わかりました。12番議員、起立結構ですので挙手だけでお願いします。

〔起立全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第78号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについては原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議案第79号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋信夫君） それでは、議案第79号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,700万円を増額し、総額を78億6,925万8,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、地方創生上乘せ事業分として国庫支出金の増額、及び歳出の財源として財政調整基金繰入金を増額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、議会費につきましては議場システム設定変更に要します経費の増額をいたし、総務費につきましては歳入で申し上げた地方創生上乘せ事業経費の増額、商工費につきましては企業誘致にかかわる黄金山町有工場適地に関する基本設計費及び地質調査経費を増額し、企業誘致を強力に推進いたすものでございます。この件につきまして経緯を申し上げますと、長らく涌谷町では工場誘致をしてまいりませんでした。この際、県の後押しもあることから、用地を造成し企業を積極的に誘致しようとするものでございます。教育費につきましては、涌谷第一小学校のマーチングバンドが11月21日に大阪府で開催されますマーチングコンテスト全国大会へ出場いたしますので、経費について増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） それでは、企画財政課長から順次説明をお願いします。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） それでは、予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。

14款2項1目1節総務費国庫補助金①地方創生交付金でございますが、町長が提案理由で申し上げましたとおり、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型上乘せ交付事業分事業に本町として申請をし

ていたところですが、10月27日に交付対象事業が公表され、本町の事業が決定しましたことから、今回、歳入歳出それぞれ増額をお願いするものです。内容につきましては歳出でご説明いたします。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金でございますが、地方創生関係の支出を除いた部分の補正財源として財政調整基金から繰り入れをいたそうとするものでございます。繰り入れ後の財政調整基金につきましては、9億5,334万8,000円となるものでございます。

8ページ、9ページに参ります。

歳出でございます。

○**議会事務局長（佐々木健一君）** 1款議会費2議会管理運営経費12役務費②手数料で42万4,000円の増額ですが、議場システム設定変更手数料となります。10月1日付人事異動で課長職3名増となり、参与席が不足しますことから、議員席から見て右側奥の席にマイク等を設置するものでございます。終わります。

○**企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君）** 2款1項5目6地方創生先行型事業経費でございますが、地方創生先行型上乘せ交付分事業に係る経費でございます。内容につきましては、お手元に資料を配付させていただいておりますので、ご参照ください。

こちらのほうにつきましては、町民の方と役場職員が一緒になって涌谷ブランドを創出する、あわせて今後のリーダーの育成をしようとするものでございます。それらのノウハウを持った事業者に委託をして実施をしようと考えております。イメージとしましては、町民、行政、そして事業者の協働研究というようなイメージで考えております。実施項目等を見ておわかりのとおり非常に欲張りな事業ですが、単年度で終わらせず、来年度以降も継続して実施していきたいと考えております。終わります。

○**まちづくり推進課長（小野伸二君）** 続きまして、7款1項2目2企業誘致対策経費でございます。ただいま町長のご説明もありましたが、黄金山地内に企業誘致を行うための企業誘致活動に要する経費でございます。

9節旅費②普通旅費、こちらは今後見込まれます企業誘致活動に係る、愛知県等に出張するための旅費でございます。

11節③燃料費、こちらは現地での企業訪問に使用する予定の車両のガソリン代3,000円でございます。

13節委託料でございます。こちらにつきましては、別紙会議資料2ページをごらんいただきたいと思います。

図面、上が北側、右側が東側となっております。図面の右上から左側中ほどに上面にあるのが町道の大崩蔵人沖名線となっております。図面上の赤い細い破線で囲まれている部分が黄金山の現在の町有地の範囲となっております。緑色に囲まれている部分が現在交渉中、進出を予定しております企業の候補地となっております。現在は交渉中ということで詳細の配置計画や必要な面積、造成高は未定であります。現時点での交渉の中での図面及び配置となっております。左側の赤色部分につきましては民有地でございますが、今回、町有地を含め道路等を測量する上で、その範囲もあわせて測量を行おうとするものでございます。緑色につきましては、今後、地質調査及び造成に係る設計を行って、一日も早くそれを完了し、造成のほうを行う予定でございます。

予算書に戻っていただきたいと思います。

委託料といたしまして、企業誘致用地基本設計業務委託料及び用地地質調査業務委託料といたしまして5,805万6,000円をお願いするものです。

14節使用料及び賃借料、こちらにつきましては、現地において企業訪問等の移動に必要な車両の借り上げ料と

いたしまして4万3,000円をお願いするものです。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（城口貴志生君） 続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

10款教育費でございます。事務局経費で普通旅費6万2,000円、それから小学校費の教育振興費、経費のほうで補助交付金160万円の増額をお願いするものでございます。提案理由でもございましたように、10月18日に山形県天童市で開催されましたマーチングコンテスト・バンドフェスティバル東北大会で涌谷第一小学校のマーチングバンドが見事金賞を受賞し、11月21日に開催される全国大会に出場することが決まったものでございます。それで、普通旅費の6万2,000円につきましては大会に随行する教育長の旅費、それから補助交付金の160万円につきましてはマーチングバンドの大会出場経費に対する補助金でございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長兼財政班長事務取扱（今野博行君） 14款1項1目予備費でございますが、歳入歳出の差額の増額をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑を行います。補正款項目が少ないことにより一括質疑としたいと思います。質疑ございませんか。2番。

○2番（只野 順君） 商工振興費でございます。企業誘致の基本設計業務委託料に関してでございますが、この図面を見ますと黄金山の工業用地のところということで対象になっておりますが、1つは、黄金山地域自体が、黄金山を守る会の方々等々におきまして、ここは適さないんじゃないかというお話でいろいろなお話が出ていたと思います。今回、ここに関してそういった方々のお話を聞いてこの計画を進めているのかどうか、まず1点お聞きしたいと思います。

それから、企業誘致でございますので、前回、産業廃棄物取り扱いで幸和さんが上のほうに今申請しているようでございますが、ここの関連性ということをもう1点お聞きしたいと思います。下水あるいは排水関係についても、ひとつ関連性があると思いますのでお聞きしておきたいと思っております。

以上2点お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 第1点目の黄金の森を守る会との確認ということでございますが、こちらにつきましては、ことしの8月28日、黄金の森を守る会の会長の佐々木茂楨先生にその計画等を説明しましたところ、快く了解を得て、ぜひ企業誘致に頑張ってくれということで了解はもらっております。

次の幸和さん等の関係でございますが、こちらにつきましては、現在、担当としましては別物と考えておりました。当然こちらの施設に造成計画をこれから立てるわけでございますが、当然、上水道、下水道を引く予定になっております。こちらにつきましては、あくまで黄金山地内にのみ引くということで今現在計画案として持っておるところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（只野 順君） 黄金の森を守る会の会長さんがオーケーを出しているということをお話を聞きましたけれども、これは今後ともますます造成した段階で、山をとるわけですから、果たしてここがいいかということは再度検討していただきたいと思っております。

それから、幸和さんとの関係という点、幸和さんも誘致企業として今活動というか事業をしていると思います。ここもある程度整えば、上町側に排水あるいは下水という形でつないでくれないかとか、そういった項目が出てくると思います。別項目という形で考えているということですが、これはずっと認めないという形で進むわけですか。あるいは、それは全て案件として整備が整ったという形で認められる場合はそこでつないでいくかどうか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 幸和さんから、こちらの町道大崩蔵人線があるわけなんですけれども、その間に民有地がございまして、今、私のほうで手元にある情報では、要はその民有地、相手の方との了解が進んでいないと聞いています。そういったわけで、こちらの町道のほうというのはなかなか排水のほうはできないんじゃないかということで、逆に前面のほう、県道のほうですね、県道のほうについてということで今県等と協議しているということで聞いておるところでございまして。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 2番。

○2番（只野 順君） ちょっと歯切れが悪いんですけども、では、幸和さんが出している今の申請状況等々に関しては、基本的にはきちんと押さえているんですか。あるいはその辺に対する対応というものはできているんでしょうか。副町長でも、お願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） 今まちづくり推進課長のほうからは企業誘致ということでご説明をさせていただきました。今、幸和さんのお話が出てきましたが、これについては議会の特別委員会のほうでノーという結論を出しているはずですよ、実際にね。それから、幸和さんは、企業というんですけども、産業廃棄物ということで、県の許可がないとできないということです。それから、地元の同意もないとそれが許可にならないという状況の中でありまして、今回提案している企業誘致と幸和さんとはちょっと切り離して考えていかないとまずいのではないかというふうに思っております。幸和さんのほうがその手続関係がきちんとできて地域住民の同意を得て県のほうの許可がおりれば企業として迎えるというような話になるかとは思いますが、今のところはそこまでまだ行っていないような状況なので、切り離して考えていただきたいなと思っております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ほかに。8番。

○8番（門田善則君） 企業誘致対策経費についてお伺いいたします。まずもって涌谷町に企業が来ていただけるのであれば、これは本当に大変喜ばしいことであって、町民にとっても大変大きな財産になるのかなというふうに思われます。ただ、しかし、さきの全員協議会で説明を受けたときには、まだ私どもに来るか来ないかは2分の1の確率でわからないんだと。でも、整備をしないとだめなんだと。もっともかなというふうに思います。ただ、2分の1の確率の中で、もう基本設計に入れば、将来の5億円かかる整備費にも係ってくるわけであって、その2分の1にそれをかけること、そして、もしだめだった場合に、我々議会としても議決した以上はその責任がやっぱり町民から言われるのかなというふうに思われます。

そこで、執行者としてどのように考えているかなんですけれども、第一弾として2分の1をクリアできなかった場合、第二弾、第三弾はどのように考えておられるのか、この際ですからお聞きしたいなというふうに思い

ます。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） もっともなご心配かと思えます。確かに今のところ競争相手がございまして全面的に涌谷町に転がり込んでくるという段階ではありません。しかしながら、この案内は、村井知事みずから私のところへメールをよこしまして県庁へ来いと。いろいろ指示を受けながら、県がいわゆる設計・監理・申請の段階から商品引き渡しまで全面管理するから何としてもやれと。その後、若生副知事と3回面会いたしました。その足で名古屋に飛びました。今度も行く予定でございましてけれども、県がそれだけ涌谷町のことを心配していただいている、そのことにつきましては、第二、第三もというニュアンスはいただいています。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） そういった力強い町長のお言葉を聞けば安心もできるのかなというふうに思いますが、かつて事例もないわけではございません。県で大衡村に整備したあの土地、やっとな芽が出て、ここ数年前にトヨタを誘致したわけですが、塩漬けになった期間というものもかなりの年数があると。また、岩手県の金ヶ崎町、あそこもそうです。関東自動車、整備してから設置されるまで何十年というふうなことも聞いております。これは5億何千万の金を町民の血税の中でやっていく場合には、やっぱり執行者もそれなりの覚悟でしようけれども、我々議会も議決する人間としてそれだけの責任は持たなければならぬだろうと。ここで私がこういう質疑をするのは、その認識も議員みずから全員が共有しなければならないということ、その重さを自分たちもわからなきゃだめなんだよということを踏まえて、今お話を聞いているわけでありまして。

そうすると、町長、今第二弾、第三弾の話も県知事からいただいているということでもありますので、かなり力強いことではあります。やっぱりこれは議会もともに両輪のごとく、もしもなければ第二、第三弾をみずから営業でかけて、町全体としてやっていくことにもなるのかなと思えますが、その辺については町長いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 議会でそういう温かいお言葉をいただくのであれば、私といたしましては全知全力の中でやらせていただきます。なおかつ、今回このような予算を議決いただきました限りは、議会の皆様方とともにしっかりとこの町をつくり上げてまいりたいと、そのような覚悟でございましてご了解願いたいと思えます。

（「了解」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。9番。

○9番（鈴木英雅君） 同じく企業誘致の対策経費で地質調査の委託料も載っていますけれども、この企業誘致、さきの全協ですとトヨタ系の会社ということで聞いております。それで、近隣、例えば登米市、栗原、大和、いろいろトヨタ系列の会社に来ていらっしゃるわけでございますけれども、そのときの地質調査そのものが想像するよりもかなり厳しい調査内容だということを伺っておりますけれども、例えばその委託する業者は今までそういうトヨタ系列関係の地質調査に携わっている業者なのか、その辺ちょっと確認させていただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） こちらのほうで予定しておりますのは、地質調査としていますが通常のボーリング調査ですね、土質調査。それとあと進出する予定者の方がかなり水を使われるということで井水のボ

ーリング調査と、あと今8番議員さんがおっしゃったとおりトヨタ関連ですと厳しいということで、それに係る土質の分析みたいな形ですかね、その調査費用も一応こちらの中では見ております。当然そういったのを踏まえて、業者選定につきましては今後指名委員会等でお諮りする形になりますので、指名委員会等にそちらのほうで過去に団地造成とか、あとトヨタ関連の造成の計画をされたコンサル等をお願いしたいなどは思っておるところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 先ほどから前者の質問に対して町長が宮城県、村井知事との関係などをいろいろお話ありました。とにかく町そのものでこれから全力でこの企業誘致に対して向かっていくという町長の考えもございますけれども、担当課として、先ほど言いました本当に厳しい調査でなければトヨタ系列の関係からはオーケーサインが出ないような状況みたいでございますので、とにかく少しのミスも許されないような、すごくプレッシャーをかけるような言い方になると思うんですけども、そのようなとにかく強い思いでこの辺の地質調査とか、これからいろいろ準備することがあると思いますけれども、その辺のきちんとした思いを持っていただきまして、これからこの企業誘致に邁進していただければいいのかなと思うんですけども、まちづくり推進課の課長として失礼ですけれどもまだ日は浅いわけでございます。そこら辺の町を背負った企業誘致、これからどうしても具現化しなければならぬというような強い思いを担当課長として聞かせていただければと思います。

○議長（遠藤稔雄君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小野伸二君） 私もまちづくり推進課長になりまして約1カ月余りでございまして、日々、課内の業務を覚えることに邁進している状態で、なおかつ、その中で一番大きなテーマが、先ほど町長がおっしゃったとおり企業をとにかく持ってくるということでございますので、過去の私の経験からいいますと、造成とか設計とか、そちらの分に関しましては強くご説明、強くできる部分もありますので、これまで逆の立場で交渉というのは結構、買わせていただきたいという交渉はしてきたところでございますが、売るという交渉は初めての経験でございますので、それも踏まえまして、ぜひ町長の意向を踏まえながら、今交渉している2社おりますけれども、ぜひ涌谷町に来てもらうように、担当班長ともども頑張っていきたいなと思っております。まだ相手方には二度しか会っていない状況なんですけれども、徐々に顔も覚えてもらったかなという程度でございますので、またお邪魔した際には、ぜひもう少し強く、議員の皆さん方の後押しもあるということも伝えながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（佐々木忠弘君） それでは、担当課長の心意気といいますか、町としての心意気を話させていただきます。

今までは複数の会社に、どうですかという形で企業誘致を進めてきましたけれども、今回は2社ということでターゲットが絞られました。その中で、今、まちづくり推進課の推進班のほうで対応しておりますが、早急にプロジェクトチームを立ち上げて、専門でその誘致にかかれるような体制をつくっていきたくと考えております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。



○9番（鈴木英雅君） ぜひその方向で企業誘致に邁進していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

つけ加えますと、9月15日に宮城県の県庁の議場の中で、一般質問に対する村井知事から涌谷町という名前が具体的に出ているような企業誘致でございます。それが先ほど町長からも話がございましたけれども、即村井知事のほうから町長に電話がありまして、町長が外向いて、そしてこの企業誘致の件が進んでいるような状況でございますので、村井知事も真剣になって涌谷に対しての企業誘致を考えてくれたことが今話しなされているわけでございます。そこら辺のところも参与席に座っている皆さん方も篤と熟知しているとは思いますが、その辺をきちんと腹に据えていただきまして、この企業誘致を敢行していただければ、本当に将来的に涌谷そのものが明るい活力のある町になっていく、そのような思いもございまして、覚悟を決めて取り組んでいただければと思います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 大変ありがたいお言葉でございます。しっかりとやらせていただきます。県庁から帰る際に車から指示を出しまして、今帰るから全課集めておけと課長を全部招集いたしまして、この問題を投げかけました。そしてまた、窓口をしっかりと絞るためにも、今副町長がおっしゃいましたように専門の係を設けるつもりでございます。もちろん村井知事の厚意を無にするわけにはいきませんので、できれば皆様方の実のあるお力をかりながら進めてまいります。よろしくお願ひします。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤稔雄君） 起立全員であります。よって、議案第79号 平成27年度涌谷町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



## ◎休会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 以上をもって今期涌谷町議会定例会11月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、あす11月5日から12月28日までの54日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。

よって、あす11月5日から12月28日までの54日間を休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時01分